

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
 ○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則 三五

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 三五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三五
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件三件 三五
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三七
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三七
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件二件 三六
- 公金の収納の事務を委託した件 三六
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 三六
- 公 告**
 ○随意契約の相手方を決定した件 三九

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十九年四月十八日

福島県規則第四十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則
 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭

福島県知事 内 堀 雅 雄

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

附 則
 別表第二須賀川信用金庫の項中「安積支店」の下に「、須賀川市役所支店」を加える。
 この規則は、平成二十九年五月八日から施行する。

告 示

福島県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成二十九年四月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おきなしま大人子ども歯科クリニック	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字家北八〇三―一	平成二八年一〇月一日
株式会社あさひ薬局	会津若松市門田町大字中野字大道西四二―四	同 年 一 月 一 日
はやし歯科医院	白河市道場町一五	同 年 一 月 二 四 日
野木歯科医院	石川郡古殿町大字竹貫字竹貫三二	平成二九年一 月 一 日
訪問看護ステーションころのあい	須賀川市東町五四―七	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
玉川歯科医院	会津若松市表町四一三	平成二八年一月三〇日
丹野皮膚科医院	白河市南堀切二〇四	平成二九年一月三一日

（社会福祉課）

福島県告示第百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
渡邊正紀	喜多方市東川原田七五三九一	きたかた東接骨院	喜多方市字惣座宮二七〇〇一〇二二	平成二八年二月二五日
宮崎裕志	南相馬市小高区小高字東広畑九二二二	宮崎鍼灸整骨院	南相馬市小高区小高字東広畑九二二二	同 年 四月一日
大内俊人	二本松市東裏一八二	大内接骨院	二本松市番四二二一〇 オフィスウィンドストリームA号室	同 年 月一五日

小石沢隆

田村市船引町船引字上大平六四一

げんじろう針灸接骨院

田村市船引町船引字小沢川代八六―五

同 年 九月一日

佐藤忠賢

耶麻郡猪苗代町大字川桁字新屋敷三四一七

きたかた東接骨院

喜多方市字惣座宮二七〇〇一〇二二

同 月四日

安藤卓

須賀川市北横田字弘法壇九七一

あすな接骨院

須賀川市北横田字弘法壇九七一

同 年 一〇月一八日

（社会福祉課）

福島県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。
平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
堀金隆司	会津若松市飯盛二一七一	いもり在宅サービス	会津若松市飯盛二一七一	平成二八年九月二〇日
伊藤寛人	伊達市保原町上保原字向台一一八一	からだ元気治療院福島北店	福島市北矢野目字小原田西五一九	同 年 一〇月二三日
鈴木皇志	福島市宮代字下川原一五二ハイム・ルーエ二〇三	株式会社フレアスフレアス在宅マッサージ福島	福島市南中央一―五スカイハイツA―一	同 年 一二月八日

福島県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
堀金隆司	会津若松市飯盛二一七一	いもり在宅サービス	会津若松市飯盛二一七一	平成二八年九月二〇日
鈴木皇志	福島市宮代字下川原一五二二ハイム・ルーエ二〇三	株式会社フレアスフレアス在宅マッサージ福島	福島市南中央一五スカイハイツA一	同 年 一月八日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
あおぞら薬	福島市松浪町	株式会社S	福島市松浪町一	平成二八年	居宅療養

(社会福祉課)

局競馬場前二二三	IG康房	三三	二月一日	管理指導
----------	------	----	------	------

指定居宅介護支援事業所竹水園	南相馬市原町区長野字南原四一	社会福祉法人竹水会	南相馬市原町区長野字南原四一	平成二九年一月一日	居宅介護支援事業
訪問看護ステーションこのころのあい	須賀川市東町五四一七	合同会社このころのあい	大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神二〇三〇一三	同日	訪問看護介護
株式会社ギヤノビー	会津若松市行仁町九二二八	株式会社ギヤノビー	会津若松市表町四一六	平成二九年一月二七日	福祉用具貸与介護福祉用具貸与特定福祉用具販売特定介護予防福祉用具販売

(社会福祉課)

福島県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
医療法人啓正会	須賀川市中宿三	須賀川市中宿四	医療法人	須賀川市中宿四

国分内科クリニック	七一	四	啓正会国分内科クリニック	四五
-----------	----	---	--------------	----

(社会福祉課)

福島県告示第三百三十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年四月一日救急病院として認定した。

平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名称

福島県立南会津病院

所在地

南会津郡南会津町永田字風下 平成三十二年三月三十一日
一四一一

(地域医療課)

福島県告示第三百三十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年四月七日救急病院として認定した。

平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名称

医療法人平心会須賀川病院

所在地

須賀川市丸田町一七 平成三十二年四月六日
(地域医療課)

福島県告示第三百三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成二十九年四月一日次のとおり委託した。

平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

(児童家庭課)

福島県告示第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、堰場地区に係る県営農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月十九日から

同 年五月八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、岩堰地区に係る県営農村地域復興再生基盤整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業(用排水施設整備))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年四月十九日から

同 年五月八日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

福島市役所

(農村計画課)

公 告

公告第89号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年4月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 免許証カード基体（I C） 予定数量366箱
 - (2) インクリボンカセット（I C） 予定数量166箱
 - (3) 経歴証明書用カード基体 予定数量9箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（入札用度課）